

自動継続外貨定期預金 契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)(銀行代理店用)

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金(以下、「本預金」といいます。)とは、外貨預金(本邦通貨以外の外国通貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しに応じないことを条件としている預金です。
- 本預金をご利用いただく際には、原則として、野村證券株式会社との外貨送受金によってのみお預入れおよび払戻しをしていただきます。
- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金設定時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- 本預金がエマージング通貨であるトルコリラ建ての場合には、当該国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また、規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国通貨に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在します。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既にお預入れいただいたトルコリラ建て外貨預金の返戻金を円貨に交換できない可能性があるほか、トルコ共和国の格付が一定水準未満となる等、当社の外貨預金通貨として取扱いを継続するに相応しくないと当社が判断した場合には、新たなお預入れを停止することがあります。トルコリラ建てのお取引にあたっては、先進国通貨に比べて相対的に大きなリスクがある点を十分ご理解の上、お取引のご判断をお願い致します。
- 当社が契約している指定紛争解決機関は、「一般社団法人全国銀行協会」です。お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引部店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。

連絡先	全国銀行協会相談室
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772

注)ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

商品名 外貨定期預金

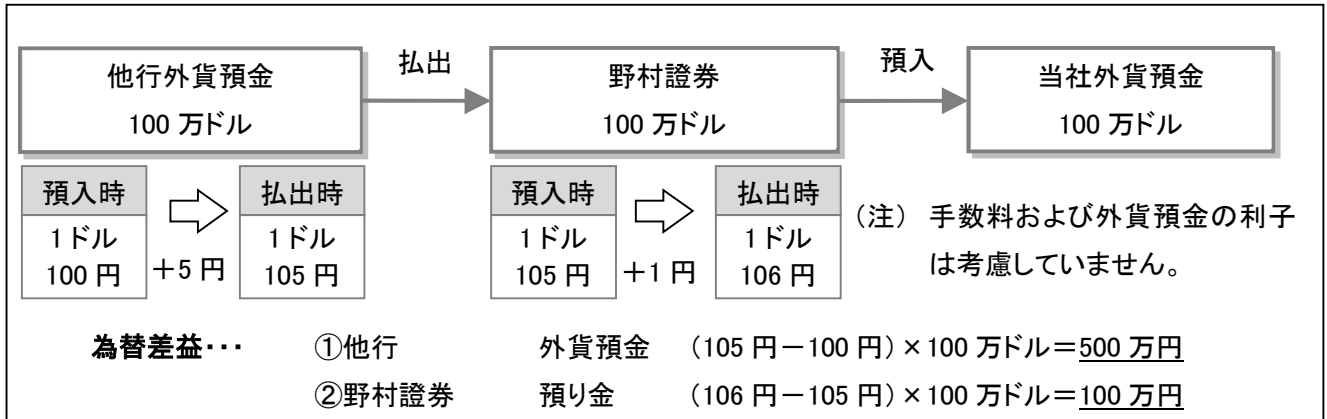
取扱業者 野村信託銀行株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル19階
電話番号 03-5202-1600
野村信託銀行株式会社銀行代理店
野村証券株式会社
〒103-8011
東京都中央区日本橋1-13-1
電話番号 03-3211-1811(大代表)

- 本資料は、ご参考のために野村信託銀行株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項についてお客様が意思決定を行う場合には、事前にお客様の弁護士、公認会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い致します。
- また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村信託銀行株式会社に属しており、電子的、または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

個人のお客様の外貨預金に関する税金について

(1) お預入れ時の為替差益への課税

- 他行の外貨預金から野村証券を経由して当社外貨預金にお預入れの場合、①他行の外貨預金に係る為替差損益(お預入れ時の円換算額と払出し時の円換算額の差額)および②野村証券での預り金に係る為替差損益(預り金入金時の円換算額と預り金払出し時の円換算額の差額^{※1})についてはそれぞれ雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります^{※2}。



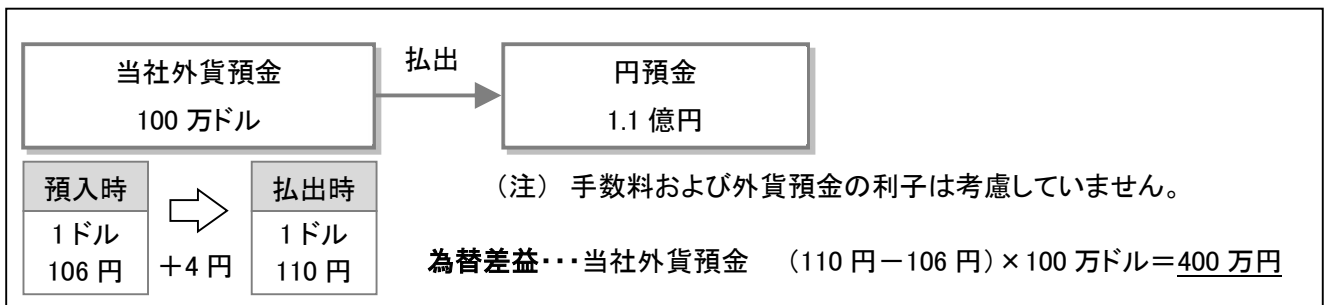
- 他行の外貨預金から当社外貨預金に同一通貨で直接預け入れる場合、原則として為替差損益を認識しません。

(2) 利息への課税

- 外貨預金の利息部分は、円預金と同様、源泉分離課税(所得税 15.315%、住民税 5%)が適用されます。

(3) 払戻し時の為替差益への課税

- 満期日以降、外貨預金を円転した場合や他の金融商品を購入した場合(野村証券への振込を含みます。)、為替差損益についてはお預入れ時と同様に雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります^{※2}。



※1 外貨建 MMF の購入、売却がされた場合、為替差損益は売買損益に含まれ、譲渡所得として取り扱われます。

※2 年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)。また、為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます(ただし、他の所得区分との損益通算はできません。)

次頁以降の商品概要説明書「14.税金について」も合わせてご覧ください。また、詳細につきましては、お客様ご自身で公認会計士・税理士等または所轄の税務署等にご相談ください。

商品概要説明書

この商品をご利用になる際には、この書面をよくお読みになった上で、事前に十分にご検討ください。

(2025年12月22日現在)

1. 商品名	自動継続外貨定期預金
2. 商品の概要	外貨預金(本邦通貨以外の外国通貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しに応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	外貨定期預金は、預金保険の対象外です。
4. 販売対象	当社に預入通貨の普通預金口座(外貨普通預金規定に定める代理店用口座に限ります。)を有する法人および個人のお客様(取扱通貨によっては一部法人のお客様はお取扱いできない場合があります。詳しくは自動継続外貨定期預金規定および外貨普通預金規定をご参照ください。)
5. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 (ただし、トルコリラ建て外貨定期預金は6ヶ月のみのお取扱いとなります。) ・ 自動継続型(元利継続型)のみのお取扱いとなります。なお、元利継続とは、利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成することをいいます。 ・ 預入期間をご選択された場合、満期日は原則として初回預入日の預入期間に係る応当日となり、当該応答日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。詳しくは自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)をご参照ください。
6. 預入	
(1)預入方法	一括してお預入れいただきます。 預入方法については(18.その他参考となる事項)をご参照ください。 なお、お預入れには、預入日の3営業日前までに営業担当者にお申し出いただく必要がございます。
(2)最低預入額	(米ドル建て)法人:50万通貨単位以上、個人:10万通貨単位以上 (トルコリラ建て)原則3万通貨単位以上
(3)預入単位	1補助通貨単位までお預入れが可能です。
(4)預入通貨	米ドル(USD)、トルコリラ(TRY)
7. 払戻	

(1)払戻方法	<p>この預金は、お客様からお申し出のない限り、満期日に同一の通貨・期間の外貨定期預金に自動的に継続します。自動継続をせずに解約される場合は、満期日の2営業日前までに、その旨お申し出ください。</p> <p>継続の停止を希望された場合は、満期日に(但し、当該満期日が外国為替市場閉鎖の日の場合は、外国為替市場が開かれた後に)元利金を一括して払戻します。払戻方法は、原則として、当社に開設されたお客様名義の外貨普通預金口座を通じて野村証券株式会社(以下、「野村証券」といいます。)のお客様名義の証券取引口座にお支払いします。</p>
8. 利息	
(1)適用利率	<p>お預入れ時に適用した利率を約定利率として満期日まで適用致します。なお、自動継続の場合、自動継続後の利率は、継続日における預入通貨・預入金額・預入期間に応じた当社所定の利率を適用致します。なお、自動継続を停止する場合には満期日以降の利率は解約日における当該通貨の普通預金利率を適用致します。具体的な適用利率については、営業担当者にお問い合わせください。</p>
(2)利払方法	満期日に一括支払い
(3)計算方法	付利単位を1補助通貨単位とし、1年を360日とする日割計算となります。
9. 手数料および適用外国為替相場	<p>お預入れは、当社のお客様名義の外貨普通預金口座から振替られた外貨によるもののみのお取扱いとなりますので、手数料等は発生しません。</p>
10. 付加できる特約事項	ございません。
11. 中途解約時の取扱い	
(1)利息	<p>・お客様のお申し出により満期日前に中途解約することができます(ただし、預入金額の一部のみを中途解約することはできません。)。中途解約する場合には、預入日または前回継続日以後中途解約日までの適用金利は、中途解約日における当該通貨建ての外貨普通預金金利となります。</p> <p>・中途解約に際し、金融情勢によっては清算金を円貨にてお支払いいただく場合があります。この場合、清算金は、本預金の中途解約がなかったならば存続したであろう残存期間について、当社が代替の取引を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な一切の費用および損害となり、以下の計算式によって求められます。</p> <p>清算金＝元金金額×再構築に伴うコスト(率)×残存期間の日数÷360(日)×中途解約時点の適用外国為替相場(電信売相場)</p> <p>再構築に伴うコスト:本預金の適用利率と中途解約時点の残存期間に対応する市場金利との差</p>

(2)手数料	ございません。
12. 損失のおそれ	<p>・外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金設定時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。</p> <p>・本預金がエマージング通貨であるトルコリラ建ての場合には、当該国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また、規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国通貨に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在します。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既にお預入れいただいたトルコリラ建て外貨預金の返戻金を円貨に交換できない可能性があるほか、トルコ共和国の格付が一定水準未満となる等、当社の外貨預金通貨として取扱いを継続するに相応しくないと当社が判断した場合には、新たなお預入れを停止することがあります。トルコリラ建てのお取引にあたっては、先進国通貨に比べて相対的に大きなリスクがある点を十分ご理解の上、お取引のご判断をお願い致します。</p>
13. 本預金と組合わせて行うデリバティブ取引等の有無	ございません。
14. 税金について	<p>税務上の取扱いについては、下記にご留意ください。</p> <p>①利息は、利子所得として課税されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客様の場合：総合課税(非課税法人の場合は、非課税となります。以下同じ。) ・個人のお客様の場合：源泉分離課税(所得税 15.315%、住民税 5%)。なお、所得税には復興特別所得税が含まれております。

	<p>【復興特別所得税について】</p> <p>「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税額に対して復興特別所得税(付加税率2.1%)が付加されることとなります(ただし、利子や配当等の所得に係る源泉税のうち住民税分は対象外となります。)</p> <p>②利息はマル優の対象外です。</p> <p>③為替差益への課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客様の場合:総合課税 ・個人のお客様の場合:為替差益等は雑所得となり確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります。)。また、為替差損は他の黒字の雑所得から控除できません(ただし、他の所得区分との損益通算はできません。) <p>④詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士等にご相談くださいませう、お願い致します。</p>
15. お問合せ先	本預金のお取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社もしくは野村証券のお取引部店までお申し出ください。
(1)取扱業者	野村信託銀行株式会社
(2)住所	東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル19F
(3)電話番号	03-5202-1600
16. 当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
17. 当社が契約している指定紛争解決機関	お取引についてのトラブル等は、以下のADR ^(注) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。 (注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。 当社が契約している指定紛争解決機関は、「一般社団法人全国銀行協会」です。
(1)連絡先	全国銀行協会相談室
(2)電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772
18. その他参考となる事項	外貨定期預金については、現金でのお取扱いをしておりません。 為替相場の急激な変動によりお取扱いを中断する場合があります。

	<p>本預金のお取引に係るお申込みに際しましては、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客様ご自身の責任と判断に基づいて当社または野村証券のお取引部店にお申込みください。本預金のお申込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。</p>
	<p>本書面の各条項は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更することがあります。</p>